二　連結ベースの計算を行う場合　第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に第三十五条第二項に規定する実効税率及び80％を乗じた額、又は次のイからハまでに掲げる額の合計額からニに掲げる額を控除した額のうちいずれか小さい額とする。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

イ　外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付等の額。

ロ　直近の五事業年度における税引前当期純利益の額又は税引前当期純剰余の額の合計額に第三十五条第二項に規定する実効税率及び50％を乗じた額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

ハ　経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額から経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額を控除した額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

ニ　経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金資産の額から経済価値ベースのバランスシートにおける保険事業に係る繰延税金負債の額を控除した額又は第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に15％を乗じた額のうちいずれか小さい額。ただし、当該額が０を下回る場合にあっては、０とする。

三　前号イに規定する外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付等の額は、外国の連結子会社等ごとに計算した次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか小さい額の合計額に85％を乗じた額とする。

イ　外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付の額（過去の事業年度における納税額のうち、基準日時点で課税損失が発生した場合に、外国の法令に基づき、還付を受けられる額の最大額をいう。ただし、中間期末にあっては、前事業年度における外国の法令に基づく欠損金の繰戻還付の額とする。以下この号において同じ。）。ただし、外国の法令において、欠損金の繰戻還付が認められない場合にあっては、０とする。

ロ　第四十五条第一項第一号イ及びロの合計額に、貸借対照表等における当該子会社等に係る保険負債の額（責任準備金、支払備金、契約者配当準備金及び外国の法令に基づくこれらに類するものの額をいう。以下この号において同じ。）及び第三十五条第二項に規定する実効税率を乗じ、貸借対照表等における保険負債の額で除した額。

第十節　非保険事業

（非保険事業）

第百五十七条　第四十五条第一項第二号に掲げる非保険事業に係る所要資本の額は、次の各号に定める会社の分類ごとに規定する計算方法により、連結子会社等又は持分法が適用される子会社等ごとに計算した所要資本の額の合計額とする。

一　固有の資本要件を持つ非保険金融子会社等（非保険金融会社等（法第百六条第一項第三号から第七号まで、第九号から第十一号まで及び第十二号ロに掲げる会社、同項第十七号に規定するものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社でない会社並びに同項第十八号に規定するものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社に類する外国の会社でない会社又は法第二百七十一条の二十二第一項第三号から第七号まで、第九号から第十一号まで及び第十二号ロに掲げる会社、同項第十六号に規定するものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社でない会社、同項第十七号に掲げるものであって保険持株会社及び少額短期保険持株会社に類する外国の会社でない会社並びに同項各号に掲げる会社以外の会社であって内閣総理大臣の承認を受けて子会社としたもののうちこれらに類する会社をいう。以下この条において同じ。）のうち、法令に基づき経営の健全性を判断するための基準を計算しなければならない連結子会社等及び持分法が適用される子会社等をいう。以下この条において同じ。）

二　固有の資本要件を持たない非保険金融子会社等（非保険金融会社等のうち、前号に該当するもの以外の連結子会社等及び持分法が適用される子会社等をいう。以下この条において同じ。）

三　非金融子会社等（非保険事業を営む連結子会社等及び持分法が適用される子会社等のうち、前二号に該当するもの以外のものをいう。以下この条において同じ。）

２　前項第一号に掲げる固有の資本要件を持つ非保険金融子会社等に係る所要資本の額は、次の各号に掲げる連結子会社等又は持分法が適用される子会社等の区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算した額とする。

一　連結子会社等の場合　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定めるところにより計算した額

イ　銀行等（法第百六条第一項第三号及び第九号又は法第二百七十一条の二十二第一項第三号及び第九号に掲げる会社をいう。以下この条において同じ。）の場合　次の⑴又は⑵に掲げる区分に応じ、当該⑴又は⑵に定めるところにより計算した額

⑴　国内基準行（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号。以下この条において「銀行告示」という。）第一条第十号の三に規定する国内基準行をいう。以下このイにおいて同じ。）の場合　銀行告示第三十七条に規定する算式の分母の額（ただし、銀行告示第四十七条第一項及び第二項の規定により加算される額を勘案するものとする。）に４％を乗じて得た額その他これに類するものの額

⑵　国内基準行以外の場合　銀行告示第十四条第一号に規定する算式の分母の額（ただし、銀行告示第二十四条第一項及び第二項の規定により加算される額を勘案するものとする。）に８％を乗じて得た額その他これに類するものの額又は銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するた